

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

確認テスト〈2023年度版〉

(2023年度合格目標 合格講座本論編／中上級講座 教材)

(2023/4/24 現在)

2023年度合格目標 合格講座本論編等の教材である「2023年度版 確認テスト」(問題/解答・解説)におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- 2022/11/07 更新分… p.1
 - 2023/02/28 更新分… p.2～4
 - 2023/04/24 更新分… p.5～8
-

【2022/11/07 更新分】**労働基準法及び労働安全衛生法【解答・解説】(RU23351)**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P37 頁下部 Point! 特に大規模な 建設業の仕事の計画 に係る届出 本文3行目	…、厚生労働省令で定めるところにより、 <u>労働基準監督署長</u> に届け出なければならない。	…、厚生労働省令で定めるところにより、 <u>厚生労働大臣</u> に届け出なければならない。

【2023/2/28 更新分】

健康保険法 問題 (RU23360)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P9 【問 10】 B肢 1行目・2行目	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。
改正	P11 【問 13】 C肢 3行目・4行目・5行目	…、出産育児一時金として1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>42万円</u> ））が支給される。	…、出産育児一時金として1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>50万円</u> ））が支給される。

健康保険法【解答・解説】(RU23361)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P26 【問10】 B肢 1行目・2行目	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。
改正	P32 【問13】 C肢 3行目・4行目・5行目	…、出産育児一時金として1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>42万円</u> ））が支給される。	…、出産育児一時金として1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額（ <u>50万円</u> ））が支給される。

健康保険法【解答・解説】(RU23361)



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P26 【問10】 B肢 1行目・2行目	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>40万8千円</u> （一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。	B 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき <u>48万8千円</u> （一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2千円）を加算した金額）を支給する。

【2023/4/24 更新分】

労働保険徴収法 問題 (RU23356)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P3 【問 6】 A肢 1行目・2行目	A 園芸サービスの事業の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の雇用保険率は、一般の事業と同様の <u>1,000分の13.5</u> である。	A 園芸サービスの事業の令和5年の雇用保険率は、一般の事業と同様の <u>1,000分の15.5</u> である。

労働保険徴収法【解答・解説】 (RU23357)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P12 【問 6】 A肢 1行目・2行目	A 園芸サービスの事業の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の雇用保険率は、一般の事業と同様の <u>1,000分の13.5</u> である。	A 園芸サービスの事業の令和5年の雇用保険率は、一般の事業と同様の <u>1,000分の15.5</u> である。
改正	P13 【問 6】 A肢   3行目	…次の①～④の事業についての雇用保険率は一般の事業と同様の <u>1,000分の13.5</u> とされている（平21.12.28厚労告535号）。	…次の①～④の事業についての雇用保険率は一般の事業と同様の <u>1,000分の15.5</u> とされている（平21.12.28厚労告535号）。

労働一般常識 問題 (RU23358)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P11 【問 11】 C肢 3行目	…、超過人数1人につき月額2万7千円の障害者雇用調整金が支給される。	…、超過人数1人につき月額2万9千円(令和4年度の年度分までは月額2万7千円)の障害者雇用調整金が支給される。


労働一般常識【解答・解説】 (RU23359)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P28 【問 11】 C肢 3行目	…、超過人数1人につき月額2万7千円の障害者雇用調整金が支給される。	…、超過人数1人につき月額2万9千円(令和4年度の年度分までは月額2万7千円)の障害者雇用調整金が支給される。

厚生年金保険法 問題 (RU23364)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P12 【問 12】 イ肢 1～3 行目	…、 <u>特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、…</u>	…、 <u>特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、</u> 特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、…

厚生年金保険法【解答・解説】(RU23365)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P32 〔問 12〕 イ肢 1～2 行目	…、 <u>特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、…</u>	…、 <u>特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、</u> 特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、…
訂正	P33 〔問 12〕 イ肢  1～2 行目・4 行目	実施機関は、3号分割標準報酬改定請求があった場合において、 <u>特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、</u> 特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる（法78条の14条2項）。	実施機関は、3号分割標準報酬改定請求があった場合において、 <u>特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、</u> 当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる（法78条の14第3項）。

以上